

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が2億円を超える工事に係る入札に適用する。

(調査基準価格等の設定)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事においては、予定価格のほか、調査基準価格および失格基準価格を設定するものとする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（予定価格に3分の2を乗じて得た額から予定価格に100分の85を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合に第8条の調査に基づいて判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の85を超える場合は100分の85とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の60を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に10分の7を乗じて得た額、現場管理費に10分の6を乗じて得た額および一般管理費に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。

(入札参加者への周知等)

第6条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において低入札価格調査制度を適用する旨を周知する。

- 2 入札の結果、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札が行われた場合、契約担当者は、落札の決定を保留する。

(調査の実施)

第7条 契約担当者は、入札金額が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他契約担当者等が必要と認める事項

(指名委員会への意見聴取)

第8条 前条の調査の結果、落札者を決定しようとする場合、契約担当者は調査の結果および意見を記載した書面を指名委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

(指名委員会の審査および意見の表示)

第9条 指名委員会は、前条の規定により契約担当者等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示するものとする。

(指名委員会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 契約担当者は、前条の規定により表示された指名委員会の意見に基づき、最低価格入札者を落札者とし、または最低価格入札者を落札者とせず、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

- 2 契約担当者は、落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知する。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対して落札者としめない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。